

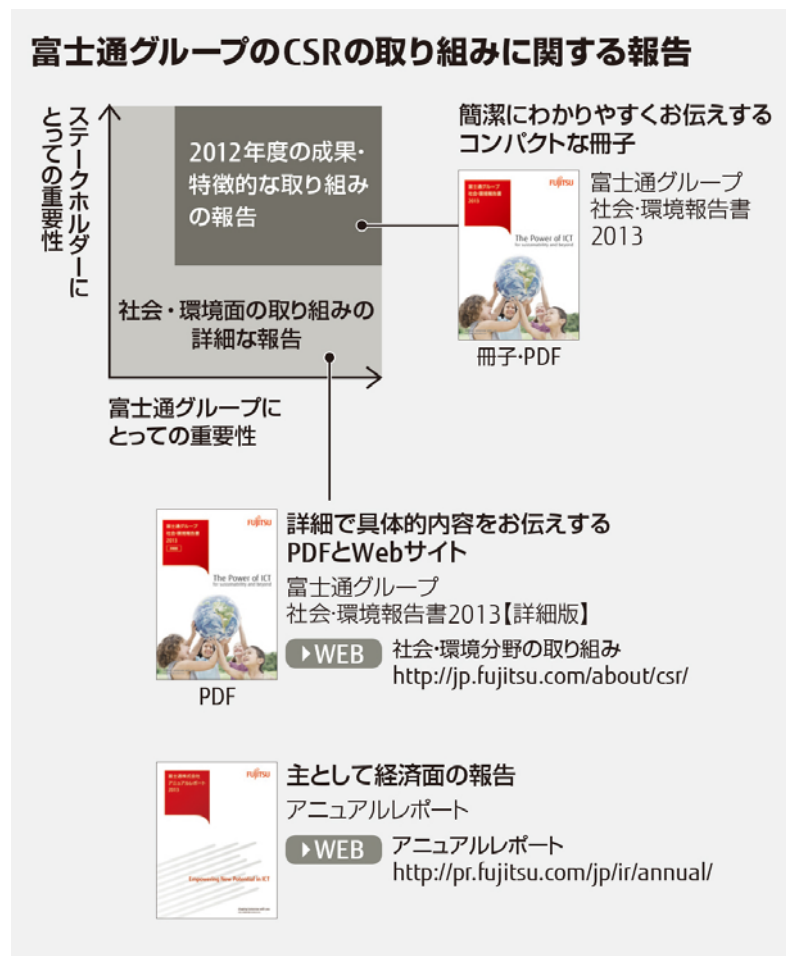
編集方針

富士通グループのCSR基本方針に沿って報告しています

「富士通グループ 社会・環境報告書 2013【詳細版】」では、富士通グループのCSR基本方針で定めている5つの重要課題に沿って、その具体的内容につき代表的事例を中心に報告しています。

報告体系

富士通グループの取り組みに関しては、以下の形で報告しています。



編集にあたっては、前年度版に対する第三者意見、読者・ステークホルダーの皆様からのご意見、報告書の動向などを参考にし、「社会、ステークホルダーにとっての重要性」と「富士通グループにとっての重要性」の両面を考慮することを基本としました。また、前年度までに報告済みの事項であっても重要と考えるものについては継続して報告しています。

さらに、GRI ガイドラインへの準拠や ISO26000 の参照により、報告内容の網羅性に配慮しています。

報告期間

2012年度(2012年4月1日から2013年3月31日)の活動を中心に報告しており、記載しているデータは、その実績値です。ただし、それ以外の期間の内容も一部含まれます。

本報告書の想定読者

お客様、社員、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、国際社会・地域社会、公共機関、行政などすべてのステークホルダーの皆様方およびCSR調査機関などの専門家の方々を読者と想定しています。

報告対象組織

富士通グループ全体を対象としますが、特に対象範囲を明示する場合には「富士通グループ」(グループ全体を指す)、「富士通」(富士通(株)単独を示す)と表記しています。

なお、環境報告については、富士通と環境マネジメントシステムを構築している連結子会社を中心とした合計123社(海外含む)を対象としています。また、環境負荷データの報告は、富士通および富士通研究所(17拠点)と主要製造子会社27社(国内24社、海外3社)を対象としており、環境会計データは、富士通および主要子会社28社(国内24社、海外4社)を対象としています。

環境活動に関する報告対象組織の一覧表はP.219、環境パフォーマンスデータ算定基準はP.211をご覧ください。

主な報告範囲の変更

事業譲渡に伴い、環境会計について、2012年度より信越富士通株式会社、富士通セミコンダクター株式会社の岩手工場、富士通インテグレートドマイクロテクノロジー株式会社を報告範囲外としました。また、環境負荷データについて、富士通セミコンダクター株式会社の岩手工場は10月以降、富士通インテグレートドマイクロテクノロジー株式会社は12月以降を報告範囲外としました。

使用したガイドライン

- ・[GRI「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第3.1版\(G3.1\)」に準拠](#)
- ・ISO26000 社会的責任に関する手引き
- ・[環境省「環境報告ガイドライン\(2012年版\)」](#)
- ・[環境省「環境会計ガイドライン\(2005年版\)」](#)

将来に関する予測・予想・計画について

本報告書には、富士通グループの過去と現在の事実だけでなく、将来に関する予測・予想・計画なども記載しています。これら予測・予想・計画は、記述した時点で入手できた情報に基づいた仮定ないし判断であり、これらには不確実性が含まれています。したがって、将来の事業活動の結果や将来に惹起する事象が本冊子に記載した予測・予想・計画とは異なったものとなるおそれがありますが、富士通グループは、このような事態への責任を負いません。読者の皆様には、以上をご承知いただくようお願い申し上げます。

「富士通グループ 社会・環境報告書 2013【詳細版】」の一部または全部を許可なく複写、複製、転載することを禁じます。

©2013 FUJITSU LIMITED

発行人

富士通株式会社

発行責任者 代表取締役社長 山本 正巳

発行 2013年7月(次回:2014年7月予定 前回:2012年7月)

お問い合わせ先

CSR 推進部

〒105-7123

東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター

TEL:0120-933-919(お客様総合センター) FAX:03-6252-2787(CSR 推進部)